



みのる法律事務所便り
第 2 6 6 号
平成 2 4 年 6 月

みのる法律事務所
弁護士 千田 實
〒 021-0853



岩手県一関市字相去 57 番地 5

TEL : 0191-23-8960

FAX : 0191-23-8950



みのる法律事務所 <http://www.minoru-law.com/> [✉ minoru@minoru-law.com](mailto:minoru@minoru-law.com)

し ん ぼ つ
新 発



平成 2 3 年 (2 0 1 1 年) 1 2 月 2 7 日 (火) に、株式会社平泉ホテル武蔵坊 (岩手県西磐井郡平泉町) さんで「新発式」が執り行われ、私と私の事務所の事件担当者であった千葉美智さんが招待され、出席して参りました。

私は、平成 2 3 年 (2 0 1 1 年) 1 2 月 1 2 日に東京女子医科大学病院 (東京都新宿区) で 1 2 時間に及ぶ直腸がん摘出手術を受けました。病院からは、もう少し入院するように言われていたのですが、この「新発式」にはどうしても出席したく、教授先生をトップとする医師団に無理を言って、1 2 月 2 4 日 (土) の夜に帰宅させてもらいました。些か無茶な感じはあったのですが、「自己責任」ということで無理を押し退院させてもらいました。ですが、この「新発式」には無理してでも出席してよかったと、心の底から実感しています。

株式会社平泉ホテル武蔵坊の代表取締役社長・鈴木和博先生から同ホテルの民事再生手続を頼まれたのは、平成 2 3 年 (2 0 1 1 年) 6 月下旬でした。盛岡地方裁判所に民事再生申立をし、同年 1 2 月初めには手続完了の決定を受けました。鈴木先生から依頼を受けてから、6 か月をかけないで再生することができました。

そこで、年内にということで、同年 1 2 月 2 7 日に「新発式」と称して、株式会社平泉ホテル武蔵坊さんの再門出を祝ったというわけです。平成 2 3 年 (2 0 1 1 年) 6 月 2 6 日には平泉がユネスコの世界遺産に登録決定となり、年内には



「新発式」を執り行いたいというのが、鈴木先生を始めとする関係者の熱意であり、私もどうしても出席したかったのです。

「新発式」という言葉は、鈴木先生が考え出した言葉です。大変素晴らしい言葉だと思います。鈴木先生は税理士の先生でもあり、数字には極めて明るい方です。しかも、先生は平泉町長のご経験もあり、「判断力」、「決断力」は極めて的確です。まさに、的を射た「判断」と「決断」をなさる方です。こんなに早い時間で民事再生手続が済んだのは、先生のその類い稀なる能力によるものです。

当職事務所の本件事件担当の千葉美智さんも手際良い事務処理をしたことは事実ですが、偏に鈴木先生の「打てば響く決断力」と「正確で敏速な数字に対する適応能力」によるものであることは、疑う余地はありません。大きな事件でしたが、鈴木先生と千葉さんのお陰で私は楽をし、大きな結果を頂戴しました。

平成24年（2012年）5月20日で満70歳となり、古希を迎えました。中国の詩人・杜甫（712 - 770）の詩にある、「人生七十古来稀なり」から出た言葉であることは、どなたもご存じのことと思います。「古来稀」とは、「昔から極めて少ない」という意味だと思いますが、70歳は現代ではごく当たり前のようです。それでも、「ここまで生かされている」ということには、感謝の気持ちが湧いてきます。

6月28日には、家内から腎臓を一つもらって、東京女子医科大学病院で腎臓移植の手術をしてもらうことになっています。成功すれば7月中には退院し、少し静養しても、9月からは新しい腎臓で、これまで続けてきた人工透析をしなくとも動けるようになるのではないかと、今からワクワクして心待ちにしています。

「古希」と「腎移植」という節目に、私も株式会社平泉ホテル武蔵坊さんの「新発式」に肖って、「新発」をしてみたいと考えるようになりました。

孔子は、「**過ちて改めざる、是れを過ちと謂う**」と言っているそうです。私のこれまでの70年の歩みの中には、過ちが多くあったと思います。「これからは、この過ちを改めて生きたい」と考えているわけです。

また、孔子は「**七十にして心の欲する所に従って、矩を踰えず**」と言ったそうですが、その意味は、「七十になって思ったことを自由にやっても、道を外すことはなくなった」との意味だとのこと。



この孔子の教えを参考にして、70年の過去を振り返り、「改めるところは改め」、「新たな気持ちで思ったことをやっても道を外すことのない」人生を目指したいと思います。

平成24年（2012年）5月30日に有限会社エムジェエムより発刊した拙著『食事療法を詠む』において、

「なれるなら
カワイイ^{ジジイ}爺に
なりたいな

できる人より
いい人^{ジジイ}がいい」



と詠みましたが、これからは「カワイイ^{ジジイ}爺」を目指します。「いい人」になれるようベストを尽くします。これは、平成17年（2005年）7月から開始した食事療法で人工透析導入を延ばす治療と、平成23年（2011年）3月から開始した人工透析療法の間徐々に形成された思いです。

食事療法においても、人工透析療法においても、規則正しい生活が要求されており、「いい生活習慣」が絶対不可欠です。「いい^{ジジイ}爺」、「いい人」となるためには、「いい生活習慣」を保持しなければなりません。食事、運動、休養は当然ですが、挨拶、人との接し方など、すべて「いい生活習慣」が身に付かなければならないものだと思います。

「古希になったから」、「腎移植を受けたから」と言って、凹^{へこ}んだり、引き籠^こもったりする気持ちは全くありません。今まで以上に、言ったり、書いたり、動いたりするつもりです。ですが、何をするにつけても「カワイイ^{ジジイ}爺」を目指したいと考えています。

そのためには、「『過^{のり}ちを改める』と『矩^こを踰えない』という孔子の教えを厳守して生きていこう」と決意する次第です。

「新発」とは、そのような決意を表す言葉のつもりです。





けい かつ

経 活



～ 経験を活かす運動 ～

人生を重ねた人には、それ相応の経験があります。にもかかわらず、世間一般的には、60歳を以て定年となります。確かに、肉体労働は60歳を超えると厳しくなることもあります。ですから、肉体労働の場合、特に厳しい労働の場合には、60歳を以て定年とすることもやむを得ない気がします。

しかし、経験を重ねた人のノウハウ (know-how)、つまり「技術」、「やり方」、「情報」などは、60歳を超えたからといってなくなるものではありません。却って、「60歳を超えてからこそ確かなものになって来る」というのが、自分の体験から言っても間違いないと確信しています。

「記憶力」は若い頃に比べて衰えています。が、「判断力」は年を重ねる毎に的確になっています。弁護士となって40年が経過しましたが、「**弁護士としての判断力**」は**今が一番的確**だと確信しています。

「このような年を重ねた人の経験を、世のため、人のために活かさないのはもったいない」と言う他ありません。

人生を重ねた人は長い間働いていますので、経済力もある方が多くおります。ただ、年を取ってくると、そうたくさんは食べられませんし、飲むこともできません。遠くに出かけたくとも、足腰が不自由になったりして制限されることが多くなります。せっかく貯めたお金も使う機会が少なくなります。

その結果、年老いた女房が先に亡くなった夫の遺産を相続するという「**老老相続**」になるケースも多く見られます。遺産を残すと、拙著『**田舎弁護士の大**



衆法律学 相続の巻（上） ^{ひだね}火種・^{あしかせ}足枷』（有限会社エムジェエム、平成
22年〔2010年〕10月発刊）で書いたように、「^{あいは}骨肉相食む相続争い」と
なるケースもよく見られます。

「金は墓場には持っていけない」と言われますが、そのとおりです。せっかく
働いて備蓄した財産ですから、「自分の目の黒いうちに、これを有効に使わな
ければもったいない」ということになります。

「人生を重ねた人のノウハウや経済力を捨ててしまっはもったいない」との
思いは、40年を超えた弁護士生活の中で痛感しておりますので、前記「**新発**」
の具体的行動として、「**経験を活かす運動**」、詰めて「^{けいかつ}経活」を働きかけようと
考えるようになりました。

日本人人口の将来推計によれば、平成62年（2050年）にはわが国の総人
口の約38.9%が65歳以上の高齢者になるとのことです。20歳以上の人口
に限ってみると、成人の約44.4%が65歳以上の高齢者となり、成人の2.
3人に1人が65歳以上の高齢者ということになるのだそうです。平均寿命は今
後も延び続け、平成67年（2055年）には男性83.67歳、女性90.3
4歳になるものと見込まれているそうです。

大雑把に言えば、成人の約半数が65歳以上の高齢者となる時代が数十年後
には到来するわけですから、この人達の力がなければ、これから先の日本は豊か
にはなり得ません。日本が真に豊かな国となるためには、この人達の力がな
ければならないことは間違いありません。

こう考えてくると、「**経活**」は、日本のためには必要不可欠であると確信す
るに至りました。

このようなことは誰もが考えていることであり、格別目新しい提言ではあり
ません。しかし、どんなに良いことを考えていても、行動しなければ実は結び
ません。



この事務所便りをお読み下さっている皆様は、一緒に「**経活**」をしていただくに相応しい方ばかりです。是非、一緒に「**経活**」に参加していただけないでしょうか？

「**経活**とは、具体的にどのようなことをするのか？」ということまではまだ煮詰まっていません。ですが、「**経活**」に参加していただけるパートナーが具体的にになってきましたら、パートナーの会合を持ち、その席上で運動方針を見つけ出していこうという考えでおります。パートナーになっていただく方にはおんぶに抱っここの形ですが、一緒に考えていただきたいと思います。

平成23年（2011年）3月から人工透析に入り、週3回・各4時間、透析を受けてきましたが、この間、退屈を紛らわすために**釈迦**や**孔子の教え**を、本で読んだり、CDで聴いたりしてきました。どちらも2500年も前の教えですが、**目から鱗**^{うろこ}ということが多くありました。70年も生きてきて、今になって「そうなんだ」、「そうだ、そうだ」と思うことがたくさんありました。

孔子の教えである『**論語**』には、「**新発**」のところで述べましたが、素晴らしい人生哲学が凝縮されています。

この『**論語**』を、月に1回か、2か月に1回、共に勉強する機会を作り、その機会を利用して「**経活**」について意見を交換するなどという方法は、いかがなものかと思っております。

孔子は、『**論語**』の中で、「**学^まびて時にこれを習^{よろこ}う、亦た説^まばしからずや**」と述べたと言われています（『**声に出して読みたい論語**』、著者：齋藤孝氏 [1960年生、明治大学文学部教授]、発行所：株式会社草思社）。

齋藤氏は、「**学んだことを適当な時期におさらいするのは、理解が深まり、いいものだ**」との解釈をなしていますが、それが正しい解釈かもしれませんが、私は少し違った解釈をしています。私は、「習う」とは「おさらいする」という程



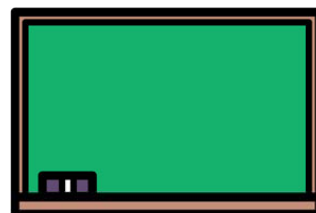
度ではなく、もっと深い意味を持たせるべきだと思います。

そもそも「習う」ということは、「身につける」とか「習慣とする」との意味ではなかろうかと思います。従って、孔子が言う、「**学びて時にこれを習う**」というのは、「**実践を繰り返し身につける**」とか、「**習慣づける**」ということではないかと思うのです。

『角川必携国語辞典』によると、「習う」とは、「教わったことを繰り返して練習する」と記してあります。『広辞苑』では、「習う」とは、「くりかえし修め行う。稽古する。教えられて自分の身につける」とか書いてあります。齋藤氏が述べている「おさらいする」という言葉にも、そのような意味が込められているかもしれませんが、ただ単に「おさらいする」と言ってしまうと、教科書を暗記することを主としている現在の偏差値教育と混同してしまう気がします。

私は、^{いでうらてるくに}出浦照國先生に食事療法を指導されましたが、その骨子は「**正しい食事習慣を身につける**」ということであり、「**正しい生活習慣を身につける**」ということでした。つまり、**正しい習慣が身につかなければ、知識だけいくら暗記しても、糞の役にも立たない**ということです。私は40年余の弁護士生活の中で、弁護士の補助として多くの人に手伝ってもらいました。「事務員」と呼ばれる人々ですが、その人達を通して見えてきたのは、「学ぶ」だけでは駄目だということでした。高校を卒業してすぐに事務員になった人と、大学で4年勉強した人を比べると、大学を出ない人の方が役立つ事務員となってくれました。正しい生活習慣を身に付けない、知識だけの大学4年間は却って人間力を低下させるものだと思えてならないのです。

孔子は、「**学んで思わざれば即ち^{すなわ}罔^{くら}し**」とも言っています。齋藤氏は「外からいくら学んでも、自分で考えなければ物事は本当にはわからない」とコメントしています。本当にその通りだと思います。大学の4年間、教科書や授業で教わっ



たことを丸暗記し単位を取る、という生活をしてしまいますと、自分で考える習慣がなくなってしまいます。実務では、自分で考えない人は役に立ちません。

4年間も暗記を主にした生活をしてしまいますと、「自分で考える」という習慣がなくなってしまいます。「周囲に気を配る」という機転もなくなってしまいます。暗記には、自分で考えたり、機転などはいらないのです。そんなことは、暗記には却って邪魔なのです。

日本の最高学府である大学がそんな格好ですから、その大学を目指す高校も、その高校を目指す小・中学校の教育も「暗記勉強」ということになっています。今、わが国では、**教育方針の転換**が必要だと思うのです。「自ら考え、正しい習慣を身に付ける」ことが急務です。『論語』を読んで、改めてその思いを深くしています。

自分の体験を通して、『論語』の解釈もできるのではないかと思います。齋藤氏は、昭和35年（1960年）生まれで、人生経験は昭和17年（1942年）生まれの私と比べても、18年も浅いことになります。私より先輩から見れば、もっと人生経験が浅いということになります。同氏は、東京大学法学部を卒業されていますので、頭脳明晰であり、学力も私など遠く及ぶところではないと思いますが、人生経験においては、私共の方が長いことは間違いありません。この事務所便りをお読み下さっている多くの方は、私以上に人生経験を重ねた方々です。

9月頃になれば社会復帰ができるものと思います。その頃より、「**経験を活かす運動**」に着手したいと思います。手始めに、『論語』の勉強会をやれたらと考えています。具体的には、前記の例の如く『論語』の解釈について、自らの人生経験に基づいて「こう解釈した方がいいのではないか」等ということについて、「**経活**」に参加していただく仲間と話し合えればと考えています。

改めてご案内申し上げますので、是非一緒にやって下さるようお願い申し上げます。



消費税増税論争に思う



消費税を現行の5%から段階的に10%に増税するとの民主党、自民党、公明党の三党合意に対し、元民主党党首・小沢一郎氏のグループが反対し、政局が荒れています。小沢グループは、民主党を離党し、新党を立ち上げるなどと息巻いているようです。野田総理サイドには、「小沢グループが離党すると、衆議院での過半数割れが考えられ、内閣不信任案が通るかもしれない」と不安がったりしている輩やからもいるようです。

私は、消費税の増税はやむを得ないと思います。また、民主党議員でありながら、消費税増税案に反対票を投じた議員に対しては、民主党は除名すべきだと思います。輿石東・民主党幹事長などは、「民主党を分裂させないために、反対票を投じた党員に対しては除名等の処分をしないで、離党しなくてもよいようにする」と言っているそうですが、除名し、離党させるべきだと思います。以下に、その理由を述べます。

平成24年（2012年）5月20日（日）に、司法研修所の同級生で、東京で開業している弁護士・中村鐵五郎先生ご夫妻を、宮城県南三陸町、同県気仙沼市、岩手県陸前高田市に案内しました。中村先生の奥様は、東京大学大学院を卒業された才媛ですが、平成23年（2011年）3月11日の東日本大震災と東北沿岸部の巨大津波の爪痕がその後どうなっているのか、興味があったとのこと。家内が運転して、車でほぼ一日、津波被災地の一部ではありますが、南三陸町、気仙沼市、陸前高田市の状況を見て歩きました。

中村先生も奥様も、「こんなに復興が遅れているとは思わなかった。テレビや新聞で報道されているのは、部分的で、現地を見て報道と現実にこんなにも大きな差があることを初めて知った。まさに、ゴーストタウンだ」と驚いていました。ご夫妻は、「なぜ、こんなに復興が遅れているのか」と首をかしげていましたので、私は、「被災地へ思うような金が流れ込んでいないからだ」と、普段事務所

を訪れているクライアントなどから受ける印象に基づき、述べました。

日本は、中央集権制で、地方は国からのお金をあてにしなければ何もできません。国から地方に金が来なければ、被災地の復興は進まないのです。ですから、巨大津波の被災地に、早急にまとまった金を国は送り込まなければならぬのです。その金が国にないなら、増税してでも金を作らなければならぬ状況です。

小沢グループは、前回の選挙のマニフェストで、「増税はしない」と約束したのだから、「増税してはマニフェストに違反する」とか、「正義に反する」とか、「国民を裏切ることになる」とか、^{もっと}尤もらしい屁理屈を正義面して述べています。しかし、前回の民主党のマニフェストは、できもしないことを、裏付けもないことを、選挙で勝つため、大風呂敷を広げただけのことです。その選挙を民主党で取り仕切ったのは小沢氏であることは、誰もが知っている通りです。「マニフェストに違反する」などと、最初からできないことを知っていたのに、選挙に勝つために甘い政策をマニフェストに掲げ、それが実現できない民主党執行部に対し、自分も民主党党员であり、民主党党首選に立候補し、負けたからといって、「執行部はマニフェストに違反している」などと執行部の足を引っ張る道具とし、「増税に反対だ」とか「離党する」などと、^{こわもて}強面に言い張るのはいかなるものでしょうか。

国民の多くは、今回消費税を増額することに対しては「やむを得ない」と考えていると思います。東日本大震災、東北沿岸部の巨大津波に対して、ボランティア活動をした日本国民には心底より感動を覚えました。「被災地の人々を救済しなければならない」との思いは、日本国民に深く浸透しております。「被災者のためなら、増税もやむを得ない」と考えているのが現在多くの日本人であり、日本国民は「全国民を挙げて被災地を救済しなければならない」と考えているのです。誰も「自分達さえよければそれでよい」などとは考えていません。

こんな状況の中で、「マニフェストで増税しないと約束したのだから、それを守るのが正義だ」と主張する政治家の感覚を疑ってしまいます。「選挙に勝てばよい」との思いだけで大風呂敷を広げ、その結果、行き詰まった民主党執行部を引きずり下ろし、自分達が政権を奪取するために、「マニフェスト違反だ」



などと騒ぎ立てている輩は、本当の政治家と言えるのでしょうか。

報道によると、小沢氏は、小沢グループの会合後に、グループの議員一人一人と個別に会い、離党届を預かったと報じられました。こんなことが許されるのでしょうか。国会議員は、国民によって選挙で選ばれた立場です。無所属で立候補する人もいますが、ほとんどの人はどこかの政党に属しています。現在小沢グループに属していると思われる議員は、民主党に属している人々です。その民主党に属している議員の離党届を、一議員である小沢氏が預かるなどということは、暴挙と言わなければなりません。各選挙区において、選挙で選出された議員の離党届を、「ボス」と呼ばれている一議員が預かり、自分の好きなようにこれを利用するなどということが許されてよいのでしょうか。国民主権を無視するものであることは明白です。こんなことは、憲法や法律を少しでもかじった人なら、容易にわかるはずです。小沢氏も、かつて司法試験に挑戦したことがあったとのこと。この理屈がわからないはずはないのです。

小沢氏は、「選挙上手」などと言われることもありますが、国会議員は、小沢氏が選んだのではないのです。選ぶ人は、われわれ国民です。選ぶ人には、最後の責任が回ってきます。甘いマニフェストに目がくらみ、つまらない人を選んだのは、われわれ選挙人の責任であることを、われわれ一人一人が反省しなければならぬところです。

『週刊文春』の平成24年6月28日号には、「小沢妻『離縁状』の衝撃 立花隆『小沢の謎がすべて解けた』」という特集が大きく報じられています。

立花氏は、その記事の中で、「小沢は自分の選挙区を大震災が襲ったというのに、何故被災地に10か月も入らなかったのか。誰もが不思議に思っていたはずだ。だが、和子夫人の手紙を読み、疑問は一気に氷解した。小沢は放射能恐怖症に陥って、家に閉じこもり、一步も外に出なかったのだ。日本があのような国難に喘いでいるときに、国民の先頭に立って今何をなすべきかを示すという、指導的政治家なら、当然なすべきことを何一つしなかった。ただ放射能の恐怖でうち震えていたのだ」と述べています。



私は、小沢氏と同じ年齢であり、同じ岩手県南部に生まれ、岩手県南部で生活してきました。地元で、震災後に小沢氏がお国入りしたという話は、ほとんど耳にしたことがありません。「なぜだろうか」と、不思議に思っていたことは事実です。

同じ岩手県南部で生活しているため、結婚式などにおいて小沢氏のご夫人の和子さんと同じテーブルの席に座ったことが何度かあります。挨拶程度ですが、言葉を交わしたこともあります。和子夫人に対しては、「聡明でしっかりした方」という印象を強く持っています。その和子夫人の結婚式での祝辞などを聞きますと、いかに小沢氏を立てているかということが伝わってきました。「これこそ、**内助の功**というものだ」と感心していました。

真偽のほどは、確認したわけではないので私にはわかりません。ですが、もしも立花氏が述べていることが本当だとすれば、ただ驚くというか、呆れてしまうところですよ。

「選挙上手」とか「剛腕」と言われてきた小沢氏ですが、これまでいくつもの政党を割り、「壊し屋」などと呼ばれてきた過去の経歴や報道記事などによれば、「ただ選挙に勝てばよい。そのためにはどうするか」ということばかり考え、権力を手中にしてきたその人物に責任があるとは言え、それに同調する国会議員と、そのような議員を選んできたわれわれ国民は、深く反省しなければならないのではないのでしょうか。

今回、私が本当に言いたかったのは、東日本大震災、巨大津波の被災地に住む者として、**国を挙げて被災地の一日も早い復興策を考えていただきたい**ということです。それをいの一にやらなければならない政治家の先生方が、いろいろ理屈を付けて権力争いに明け暮れている姿を見て、^{いきどお}憤りを禁じ得ません。殊に、被災地の代表者とも言うべき小沢氏が、被災地復興のための増税案を提案するというなら納得しますが、自分が権力を握りたいがために、「国民のため、消費税増税に反対する」などと主張していることは納得できません。消費税増税論争においても、社会保障問題が争点となっており、被災地の復興問題についてはほとんど論じられておらず、悔しくて仕方がありません。

そんな思いで、これを書きました。

